

日本原燃株式会社

代表取締役社長 川井 吉彦 様

岩手県知事 遠増 拓也



原子力災害に係る県民の安全確保のための情報連絡等について

御社におかれましては、本県の防災行政について、平素から御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本県では先般の東京電力福島第一原子力発電所事故による本県の影響等をふまえて、原子力災害から県民の安全を確保するため、岩手県地域防災計画原子力災害対策編を策定したところですが、原子力災害発生時における県民の安全確保のためには、御社との情報連絡体制等の確立が不可欠であると認識しているところです。

つきましては、御社が運営する六ヶ所再処理工場、六ヶ所ウラン濃縮工場、六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋蔵センター及び六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター（以下「再処理工場等」という。）において、下記の事象が発生した場合には、直ちにその内容について情報提供いただくとともに、必要に応じて当該事象が発生した後の処置等についても報告いただくようお願いします。

なお、情報提供体制等の一層の確立のため、今後とも必要に応じて情報共有の場を設ける等連携の強化を図っていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

記

- 1 再処理工場等において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項に規定する事象が発生したとき。
- 2 再処理工場等において、原災法第15条第1項各号のいずれかの事象が発生したとき。
- 3 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる事象が発生したとき。

施設	事象
六ヶ所再処理工場	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第62条の3の規定に基づき、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号）で定める事象
六ヶ所ウラン濃縮工場	原子炉等規制法第62条の3の規定に基づき、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）で定める事象
六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	原子炉等規制法第62条の3の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号）で定める事象
六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター	原子炉等規制法第62条の3の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号）で定める事象

- 4 その他本県に影響を及ぼし、又は影響を及ぼすおそれのある事象が発生したとき。

地 交 発 第 1 号  
2013年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

日本原燃株式会社  
代表取締役社長 川 井 吉 彦

日本原燃株式会社に係る情報提供の要請について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、当社事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年9月20日付総防第738号によりご依頼のありました当社が運営する原子燃料サイクル施設において、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定されている事象および第15条第1項各号のいずれかに該当する事象が発生した場合、原子炉等規制法に基づく報告対象事象が発生した場合、もしくは岩手県内に影響を及ぼす事象が発生した場合またはその恐れがある場合には、速やかに岩手県に情報提供させていただきます。

当社は、引き続き、安全最優先で事業を進めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

敬具

